

## 聖愛園ユニット型ショートステイサービス重要事項説明書

当施設は、介護保険の指定を受けています  
岩手県指定 第0371200403号

### (施設経営法人)

第1条 聖愛園ユニット型ショートステイサービス（空床利用型）は、社会福祉法人聖愛育成会が運営を行っています。

- (1) 所在地 岩手県奥州市江刺愛宕字八日市64  
(2) 連絡先 0197-35-2824 (代表電話) 0197-35-2852 (FAX番号)  
(3) 代表者名 理事長 小澤雅之

### (事業の目的)

第2条 介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自律した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき短期入所生活介護に係る介護サービスを提供します。

### (施設運営方針)

第3条 特別養護老人ホーム聖愛園（ユニット型）の利用者が入院等によって、居室に空床が出来た場合に限り、短期入所生活介護サービスを希望する者に短期入所生活介護を提供します。

2 指定短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担を軽減します。

### (職員体制)

第4条 施設の職員体制は、下記のとおりとなります。 <令和6年4月1日現在>

職種	職務内容	常勤	非常勤	計
園長	管理者は、施設の業務を総括します。	1		1
介護職員 (ユニットリーダー含み)	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。	24 (兼務1)	5	29
生活相談員	利用者の生活相談、処遇の企画や実施、利用者やその家族からの苦情や相談	2 (兼務1)		2
看護職員	利用者の保健衛生及び看護業務を行います。	3		3
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するために訓練を行います。	3		3
介護支援専門員	利用者の要介護申請や調査に関する事項及び施設サービス計画作成等を行います。	3 (兼務3)		3
嘱託医師	利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。		1	1
産業医師	職員の健康管理及び療養上の指導を行います。		1	1
介護補助員	利用者の日常生活全般にわたる介護業務の補助を行います。	3 (兼務1)	10	13







- (1) 利用期間の中止 下記の場合で、必要な場合は、ご家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医（かかりつけ医）又は、嘱託医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。退所となった場合の料金は退所日までの日数を基準に計算します。
- ア 利用者が中途退所を希望した場合
  - イ 利用日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
  - ウ 利用中に体調を崩した場合
  - エ 感染症に罹患した場合
  - オ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合
- (2) 自動終了 下記の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了します。
- ア 最終利用日から一年間利用が無い場合
  - イ 利用者が介護保険施設等に入所した場合
  - ウ 利用者がお亡くなりになった場合
  - エ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - オ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の介護認定区分が、要支援1、2と認定された場合。
- (3) 契約終了 下記の場合は契約終了を申し入れる場合があります。
- ア 利用者又はご家族が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅滞し、料金を支払う催告したにもかかわらず、これを支払わない場合
  - イ 利用者又はご家族が、当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
  - ウ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合

#### （施設利用にあたっての留意事項）

第9条 当施設を利用するにあたって、次の各号の留意事項を守りご利用ください。

- (1) 面会 特別な場合を除き、8:30～17:30までの時間で面会可能です。面会の際は、食事時間帯は極力ご遠慮下さい。
- (2) 外出 外出先と帰園予定時間等を事前にご連絡ください。
- (3) 飲酒・喫煙 飲酒は健康上の事由により制限させていただく場合もございます。また、当園は禁煙となりますのでご協力お願い致します。
- (4) 金銭・貴重品の管理 多額の金銭や貴重品の持ち込みはご遠慮ください。貴重品を持ち込まれる場合は、入所時に確認させていただきます。
- (5) 所持品の持ち込み 私物の持ち込みは原則として自由ですが、大きさや内容によってはご遠慮いただく場合もあります。衣類については、必ず記名をお願いします。
- (6) 施設外での受診及び薬取り 医療機関へ通院や薬取りは、原則的にはご家族で対応願います。
- (7) 宗教、政治活動 他の利用者、サービス従事者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動は、ご遠慮ください。
- (8) ペット 衛生管理上、入館は遠慮いただいております。
- (9) 居室及び設備、器具の利用 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご使用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
- (10) 施設開放、実習受け入れ 当施設は、地域の方々に施設を正しく理解していただくため、施設開放を行っております。また、人材育成のため、研修生等の受入も行っています。
- (11) 職員研修 当施設では、質の高いサービスを目指し、園独自の園内研修及び園外での研修会等に積極的に参加しております。

(緊急時の対応)

第10条 体調の変化や災害などの緊急時の場合は、下記に定める緊急連絡先に可能な限り速やかに連絡いたします。利用者ご家族が定める緊急連絡先について、携帯電話もご記入ください。

緊急連絡先	
①	氏名
	住所
	電話番号（自宅） (携帯)
	続柄
②	氏名
	住所
	電話番号（自宅） (携帯)
	続柄
③	氏名
	住所
	電話番号（自宅） (携帯)
	続柄

2 施設が定める緊急連絡先

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| (1) いとうファミリークリニック | …0197-35-0035 |
| (2) 岩手県立江刺病院      | …0197-35-2181 |
| (3) 奥州市役所         | …0197-24-2111 |
| (4) 岩手県県南広域振興局    | …0197-22-2831 |
| (5) 岩手県奥州保健所      | …0197-22-2861 |
| (6) 岩手県国民健康保険連合会  | …019-604-6700 |

(非常災害対策)

第11条 消防法令に基づき、防火管理者を選任し、各部署から選出された防災委員が、毎月定期的な会議により非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに定期的な避難、救出その他必要な訓練を年2回以上行います。

- (1) 防火管理者 特別養護老人ホーム聖愛園（従来型）園長 及川和仁
- (2) 防災設備 自動火災報知機、誘導灯、防火扉、屋内消火栓、パッケージ型消火栓、緊急通報装置、消火器、防炎加工カーテン、スプリンクラー
- (3) 防災訓練 非常災害時に適切な対応ができるよう年2回以上、防災訓練を実施します。

(感染症対応)

第12条 感染症予防法に基づき、施設において感染症又は食中毒が発生、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 施設における感染症及び食中毒の蔓延の防止のための対策を検討する委員会を月に 1 回程度、定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- (3) 施設において、感染症が発生した場合は、あらかじめ作成している事業継続計画に基づき事業の継続を図ります。また、定期的に計画を見直し、計画に沿った訓練を行うとともに、協力病院が開催する院内感染対応の訓練に参加し、3年に1回院内感染症対応方法の指導を受けます。
- (4) 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の研修を定期的に実施します。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第13条 事故発生防止及び発生時に對応を検討するリスクマネジメント委員会を設置し、事故の再発防止策の検討及び、事故発生の分析等を行い、職員に対する周知や研修を定期的に行います。
- 2 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに第10条に示された利用者家族の連絡先及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。なお、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をし、保存します。
  - 3 利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(虐待防止、身体拘束に関する事項)

- 第14条 当施設では身体拘束、身体拘束に準じる行為は行いません。また、虐待防止、身体拘束廃止の為の指針を別に定め、当該指針に沿って委員会を設置しています。また、虐待防止、身体拘束廃止の研修を職員に対して年2回以上行います。

(秘密保持)

- 第15条 個人情報に関する基本規定を別に定め、取り扱う個人情報に関しては、利用者及びご家族に説明し同意を頂いた場合に使用します。
- 2 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を口外しません。なお、退職後も正当な理由なく、業務上知り得た入所者及びその家族の秘密を口外するがないように、必要な措置を講じます。

(相談、要望、苦情等の窓口)

第16条 相談や要望、苦情を受け付ける窓口を下記のとおり設置しております。

- (1) 施設で設置している窓口
  - ア サービス相談窓口 担当者 生活相談員 角谷 佳実  
電話番号 0197-35-2824  
FAX番号 0197-35-2852  
(受付時間 月～金 9:00～17:00)
  - イ 第三者委員 佐藤 教雄  
電話番号 0197-31-2411  
(愛宕地区センター)
  - ウ 第三者委員 阿部 優子  
電話番号 0197-35-3009
- (2) その他、行政機関等が設置している窓口
  - 当施設相談窓口以外に、下記でも相談・苦情を受け付けています。
  - ア 奥州市役所福祉部長寿社会課  
電話番号 0197-24-2111
  - イ 岩手県県南広域振興局 保健福祉環境部  
電話番号 0197-22-2850
  - ウ 岩手県国民健康保険団体連合会  
電話番号 019-604-6700

(その他)

第17条 当社会福祉法人では、次の事業を実施しています。

- (1) 指定介護老人福祉施設「聖愛園」（従来型）  
指定年月日 平成12年4月1日 指定番号 岩手県第0371200171号
- (2) 指定短期入所生活介護事業所「聖愛園ショートステイサービス」  
指定年月日 平成12年4月1日 指定番号 岩手県第0371200130号
- (3) 指定居宅介護支援事業所「聖愛園指定居宅介護支援事業所」  
指定年月日 平成12年4月1日 指定番号 岩手県第0371200031号
- (4) 指定地域密着型介護老人福祉施設  
「地域密着型小規模特別養護老人ホーム聖愛園につかわサテライト型居住施設」  
指定年月日 平成23年3月23日 指定番号 奥州市0391500113号
- (5) 指定看護小規模多機能型居宅介護「複合型サービス事業所聖愛園につかわ」  
指定年月日 平成25年12月26日 指定番号 奥州市0391500261号
- (6) 事業所内保育所 「聖愛ベビー★るーむ」  
認可年月日 平成27年12月28日
- (7) 指定介護老人福祉施設「聖愛園」（ユニット型）  
指定年月日 令和5年4月1日 指定番号 岩手県第0371200403号
- (8) 保育所 「聖愛ベビーホーム」  
認可年月日 昭和53年4月1日

聖愛園ユニット型ショートステイサービスのご利用にあたり、利用者（家族）に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

<説明日> 令和 年 月 日

<事業者> 社会福祉法人聖愛育成会  
聖愛園ユニット型ショートステイサービス

<住 所> 岩手県奥州市江刺愛宕字八日市64

<代表者> 理事長 小澤 雅之 印

<説明者> 職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から聖愛園ユニット型ショートステイサービスについての重要事項の説明を受け、契約内容また、施設が作成する介護計画書に基づくサービスの提供に同意します。

(同意日) 令和 年 月 日

(利用者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(身元保証人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(身元保証人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印